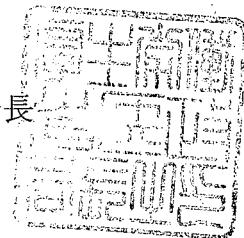


医政発第06030016号
平成18年6月30日

別記団体の長 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則の一部を改正する省令について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事宛に通知を発出いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

別記の団体

- 社団法人 日本医師会
- 社団法人 日本医療法人協会
- 社団法人 全日本病院協会
- 社団法人 全国自治体病院協議会
- 社団法人 日本精神科病院協会
- 社団法人 日本病院会

医政発第0630015号
平成18年6月30日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成18年6月21日に公布されたところです。同法律においては、介護保険法の一部改正を行い、患者の状態に応じた施設の役割分担を推進する観点から、介護療養病床の廃止を行うこととしました。これを受け、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第133号。以下「改正省令」という。別添参照。）により、下記の通り、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）の一部を改正することとしました。

改正省令については、平成18年6月30日に公布され、同年7月1日から施行されることとなりましたので、貴職におかれましては、制度の趣旨をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をお願いいたします。

記

1. 改正の概要

（1）人員配置標準の引上げ

療養病床の再編成に伴い、療養病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者に係わる人員配置標準について引上げを行う。

- ① 療養病床における入院患者数に応じた看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置について、看護師及び准看護師配置4：1以上、看護補助者配置4：1以上とすること。（新省令第19条、第21条の2関係）

- ② 療養病床を有する診療所に、入院患者数に応じて置くべき看護師、准看護師及び看護補助者の員数の標準については、看護師、准看護師及び看護補助者あわせて2:1とすること。(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第23条関係)

(2) 人員配置標準を緩和するなどの経過的類型の創設

病院又は診療所の管理者が、平成24年3月31日までに、当該病院又は診療所の精神病床又は療養病床の転換(精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)するとして都道府県知事に届け出た精神病床又は療養病床に関し、経過的に、下記の措置を講ずることとすること。

- ① 転換の対象となる精神病床又は療養病床(以下「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下の幅を、内法による測定で1.2メートル、両側に居室のある場合を1.6メートルとすること。(新省令附則第51条関係)
- ② 転換病床については、入院患者数に応じた医師配置の標準数を現行の療養病床に係る4.8:1から9.6:1へと緩和することとすること。なお、転換病床のみを有する病院については、医師配置の最低数を2とすること。(新省令附則第52条第1項、第3項関係)
- ③ へき地等の地域に所在する病院として医療法施行規則第50条の許可を受けた病院であって、転換病床の届出を行った病院に係る医師配置の標準数は、②の数に0.9を乗じた数(ただし最低数は3(又は2))とすること。(新省令附則第52条第2項、第4項関係)
- ④ 転換病床における看護師及び准看護師並びに・看護補助者の配置を緩和し、看護師及び准看護師の配置を9:1、・看護補助者の配置を9:2とすること。(新省令附則第52条第5項、第6項関係)

(3) 経過措置

- (1)について、平成23年度末(平成24年3月31日)までの期間については、経過措置として、現行の看護師、准看護師及び看護補助者の配置を認めることとすること。(改正省令附則第1条、第2条関係)

2. 施行に当たっての留意点

(1) 転換の届出について

病院又は診療所の管理者が、平成24年3月31日までに転換を行うとして都道府県知事に届け出る際には、転換の対象となる病床数を明記した上で、転換先として予定している施設、転換を予定する年月日等について届出を行うものとする。

(2) 転換病床における看護師及び准看護師並びに看護補助者の配置の取扱いについて

改正省令の施行により、転換病床については、入院患者に対する看護師及び准看護師の配置標準が9：1、看護補助者の配置標準が9：2とされることとなるが、看護師及び准看護師について、転換病床を含めて病院全体としての員数の標準を上回って配置している場合には、標準を超えた分の員数については、看護補助者の員数として算入して差し支えないこととする。